

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

令和二年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和三年二月十三日（土曜日）午前十時から
- 2 場所 奈良市西木辻町五七番地の一 奈良理容美容専門学校

二 受験手続等

1 受験願書の配布

令和二年十一月六日（金曜日）から同年十二月十一日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）、消費・生活安全課、郡山保健所、中和保健所、吉野保健所、内吉野保健所及び奈良市保健所において配布します。

2 受験願書の受付日時及び受付場所

受付日時	受付場所
令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）	消費・生活安全課 郡山保健所 中和保健所 吉野保健所 内吉野保健所 奈良市保健所

3 受験願書の提出方法

受付場所に持参し、又は消費・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）に郵送（令和二年十二月十一日（金曜日）までの消印のある簡易書留に限り有効）してください。

三 受験手数料

七千七百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

令和三年三月四日（木曜日）午前十時

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問合せは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（〇七四二一七一八六七四）において受け付けます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止する場合があります。